

## 福井地裁高浜原発3・4号機運転差止訴訟 原告登録要綱

### 1 訴訟の概要

- (1) 請求：高浜原子力発電所3号機と4号機の運転差止請求（停止時は再稼働差止めを、運転時は運転停止を求める。）
- (2) 被告：関西電力株式会社
- (3) 裁判所：福井地方裁判所
- (4) 訴訟類型：民事訴訟。仮処分ではなく本訴なので、損害賠償リスクは負わない。
- (5) **提訴予定日（一次提訴）：2016年3月11日（金）** ※二次提訴は未定

### 2 訴訟の趣旨

2015年4月14日高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定（樋口英明裁判長，原島麻由裁判官，三宅由子裁判官）を取り消した同年12月24日決定（林潤裁判長，山口敦士裁判官，中村修輔裁判官）は、結論のみならず、その内容においても福島原発事故を無視した不当決定でした。

本件訴訟は、仮処分という非公開手続ではなく、公開の法廷，それも不当決定を出した裁判官の前で、原発の危険性・非人道性，そして，4月14日樋口決定の正当性・12月24日林決定の不当性を明らかにし，もって高浜原発3・4号機のみならず，全ての原発の廃炉を目指す，原発集中立地県である福井から原発を止める裁判です。

12月24日林決定は，本件原発の危険性は社会通念上無視し得ると判断しました。このような判断は，あなたの社会通念に合致しますか？12月24日林決定よりも4月14日樋口決定や2014年5月21日大飯原発3・4号機運転差止判決（樋口英明裁判長，石田明彦裁判官，三宅由子裁判官）を支持するという方は，是非，原告になって，裁判所ひいては世の中に市民の社会通念を示しましょう。

### 3 原告登録条件

- (1) 日本国内に居住する20歳以上の方（国籍を問いません）
- (2) 下記手続を2016年2月29日（月）までに終了した方（一次提訴）
  - ① 訴訟委任状に住所・氏名を署名・押印し（認印で構いません），事務局「〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町14-1 小野寺方 福井から原発を止める裁判の会」まで郵送する。
  - ② 原告登録申込書に所定事項を記入し，上記事務局まで郵送または「info@adieunpp.com」までメール送信する。（登録の便宜上，できましたら郵送ではなくメール送信して下さい。）
  - ③ 登録費として5000円を下記口座に振り込む。  
（裁判の会に入会済みまたは今回入会頂ける方は，年会費3000円と合わせて8000円をお振込下さい。裁判の会への入会は任意ですが，会員以外の方はできるだけ会員になって頂きますようお願いいたします。）
    - i 郵便局の払込取扱票による振込先：記号番号00760-6-108539  
※ 添付の払込取扱票を利用して下さい。
    - ii ゆうちょ銀行からの振込先：ゆうちょ銀行 記号13340 番号6371031  
※ 振込料は無料です。
    - iii ゆうちょ銀行以外からの振込先：ゆうちょ銀行 三三八支店 普通 0637103  
いずれも口座名義は「福井から原発を止める裁判の会」
- (3) 裁判の会の総会決議に基づく基本方針に同意する方（2016年1月16日の総会決議において，訴訟委任状の委任事項に関する判断は弁護団の判断に委ねることが確認されています。）
- (4) **大津地裁平成25年（ワ）第696号原発再稼働禁止及び運転差止請求事件・平成27年（ヨ）第6号高浜原発3・4号機再稼働禁止仮処分命令申立事件の原告・申立人になっていない方**（同じ高浜原発3・4号機を対象にしている裁判であるため，本件訴訟の原告を兼ねることはできません。）